

議案第 4 5 号

狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。